

富山県歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進条例の一部改正（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 条例一部改正案の作成者

自由民主党富山県議会議員会

2 意見募集期間

令和6年4月26日（金）から5月9日（木）まで

3 意見募集方法

富山県議会ホームページ、県庁（議会事務局閲覧コーナー、県民サロン、情報公開窓口）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

4 意見提出者数

1人

【提出方法】

書面	電子メール	計
0人	1人	1人

5 意見提出件数

1件

【提出内容】

内容	件数
小児期のフッ素洗口の全県実施について	1件
計	1件

6 意見の概要及び意見に対する条例一部改正案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する議会の考え方	関係条文
1	<p>現在、県内の各市町村にて学校でのフッ化物洗口が行われているが、実施されている自治体とされていない自治体があり、実施の有無により12歳DMFTにおいて明らかに小児のう蝕罹患率が異なる。</p> <p>小児期のう蝕罹患が少ないほど成人期・高齢期の残存歯数も多く、生涯の健康に大きく寄与している。</p> <p>各市町村で行われているフッ化物洗口を県が主導または支援を行い、全県を挙げて実施できないか。</p>	<p>フッ化物洗口等によるむし歯予防対策については、第11条に基本的施策の1つとして規定しております。いただきましたご意見を担当部局にお伝えするとともに、効果的なむし歯予防対策がさらに推進されるよう議会として求めていきます。</p>	第11条（5）